資料２

第２回審議会における意見概要

（１） 市長が定める認定区域について
・ まちぢから協議会の区域と学校区が一致していないところについて、団地の建て替え工事等の機会を捉えて、区域の見直しを進めてもらいたい。【後藤委員】 ・ 物理的区域の見直しが難しいのであれば、運営方法として役割を整理して分担すれば、負担は軽減できると思う。【佐々木委員】 ・ 学校区は児童生徒の数によって再編や統合の可能性がある。そうなった場合でも柔軟に対応できるような区域の見直しが求められる。【三輪会長】 ・ 区域の見直しについては、地域任せにするのではなく、行政から提案を投げかけてもらいたい。【後藤委員】 ・ 出席する会議が複数あることは非効率であるので、区域を見直すことで効率的にできるよう調整してもらいたい。【澤邑委員】 ・ 区域の見直しにより、地区の数が増減することも視野に入れておく必要がある。【三輪会長】 ・ 全ての地区において、まちぢから協議会の区域と学校区が一致していないことを踏まえ、区域の見直しについてしっかりと協議する必要がある。【三輪会長】 ・ 隣接する地区の境界において、新たにマンション建設や平面開発がされる場合は、市から自治会の新規設立や既存自治会への統合、まちぢから協議会への参加を促すとともに、必要に応じて区域の変更についても働きかける必要がある。【後藤委員】
（２） 各地区まちぢから協議会の認定条件について
・ 賛成している自治会に不利益が生じないよう条件を変更する必要がある。【後藤委員】 ・ 自治会に準ずるコミュニティ組織として活動しているマンション管理組合等について、まちぢから協議会の構成員として扱うか整理する必要がある。【三輪会長】
（３） まちぢから協議会の運営費等について
・ 誰が見てもわかるような簡単な言い回しの手引きを発行してもらいたい。【佐々木委員】 ・ 複数の補助金に関する申請書類の統一化や簡素化が必要である。【三輪会長】 ・ 役員手当ての金額や支給状況にばらつきがあるので、統一化が必要である。【澤邑委員】 ・ 広報紙の発行事業のように、各まちぢから協議会に共通する定例的な事業については、特定事業助成金ではなく、運営等助成金の対象とし、申請を省略することも必要である。【三輪会長】。 ・ 市で交付している様々な補助金の整理を行った上で、運営等助成金と特定事業助成金の予算配分を見直すことも必要である。【三輪会長】

（４） 会議の開催時間などの運営方法について
・ 各地区のまちぢから協議会において、複数の会議への重複を避け、必要最小限の人数で運営する工夫が必要である。【後藤委員】 ・ オンラインでの会議の導入や出席者の調整等により、負担軽減を図ることが求められている。【三輪会長】 ・ スマートフォンによるオンライン会議を活用することは有効である。【河上副会長】
（５） まちぢから協議会を知ってもらう方法について
・ 市役所の窓口において転入者等への働きかけを行うことも必要である。【三輪会長】 ・ 手に取りたくなるような広報紙のデザインが必要である。【佐々木委員】
（６） その他
・ 三つの保育園ができたことによって待機児童がどのぐらい減ったのか確認をしたい。【後藤委員】 ・ 市民からの意見について、これが１人の意見なのか、１０人の意見なのか、その辺りを書いておいていただきたい。【三輪会長】